

5 G サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]												
<p>第1章～第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 付加機能等</p> <p>1 付加機能</p> <p>(1) (2)及び(3)以外のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">種 類</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>5G SA</td> </tr> <tr> <td>5G SA接続先限定機能</td> </tr> </table> <p>(2) 5G契約に係る区分のうち、コースBに係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">種 類</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>5G SA</td> </tr> <tr> <td>5G SA接続先限定機能</td> </tr> </table> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>別表3～別表7 (略)</p> <p>附 則 (令和4年8月21日経企第1441号) この改正規定は、令和4年8月24日から実施します。</p> <p>附 則 (令和4年8月22日経企第1456号) この改正規定は、令和4年8月24日から実施します。</p>	種 類	(略)	5G SA	5G SA接続先限定機能	種 類	(略)	5G SA	5G SA接続先限定機能	<p>第1章～第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 付加機能等</p> <p>1 付加機能</p> <p>(1) (2)及び(3)以外のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">種 類</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>(2) 5G契約に係る区分のうち、コースBに係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">種 類</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>別表3～別表7 (略)</p>	種 類	(略)	種 類	(略)
種 類													
(略)													
5G SA													
5G SA接続先限定機能													
種 類													
(略)													
5G SA													
5G SA接続先限定機能													
種 類													
(略)													
種 類													
(略)													

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>附 則（令和4年8月21日経企第1441号） （実施期日）</p> <p>1 この附則は、令和4年8月24日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他）</p> <p>3 経企第3254号（令和2年3月26日）の附則第3項27号のイ中「(ア)から(ウ)」を「(ア)から(エ)」に改め、(ウ)の次に次の(エ)を加えます。 (エ) 情報自動受信機能については、spモード機能の提供を受けているFOMA又はFOMAユビキタス（spモードケータイお預かり機能を利用しているものに限り。）に係る契約者から利用の請求があった場合に限り、その機能を提供します。</p>	

専 用 回 線 等 接 続 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 ビジネスmopera契約</p> <p>(契約の単位)</p> <p>第7条 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1のビジネスmopera契約を締結します。                      ただし、第1種接続装置、第13種接続装置及び第11種接続装置（料金表第1表第1（接続装置使用料）に規定するものをいいます。）の利用に係る契約の場合は、専用回線等1回線ごとに1のビジネスmopera契約を締結します。</p> <p>2 (略)</p> <p>第8条～第11条の3 (略)</p> <p>(接続先グループの指定等)</p> <p>第11条の4 第11種接続装置に係るビジネスmopera契約者は、認証回線（当社が定める基準にしたがって契約者が選択した5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定する5G（一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに限ります。）及び5Ghomeでんわを除きます。）又はXiであって、当社が定める方法によりあらかじめ登録を行ったものをいいます。以下同じとします。）を使用して、第11種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点との間の通信を希望するときは、あらかじめ接続先グループ（第11種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点との間の通信を同時に行うことのできるグループをいいます。以下同じとします。）を指定して届け出ていただきます。この場合において、その届出が新たに接続先グループを構成する届出であるときは、その代表認証回線（接続先グループを代表する1の認証回線をいいます。以下同じとします。）を合わせて届け出ていただきます。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第11種接続装置に係るビジネスmopera契約者は、接続先グループの変更を請求することができます。この場合において、当社は、前2項の規定に準じて取り扱います。</p> <p>4 当社は、第11種接続装置に係るビジネスmopera契約者からの申出によるほか、次のいずれかに該当することが判明したときは、その認証回線に係る登録及び接続先グループに係る登録を削除します。この場合において、その削除のあった認証回線が代表認証回線であるときは、新たに代表認証回線を届け出ていただきます。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第12条～第23条 (略)</p> <p>第4章～第13章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1～12 (略)</p> <p>(注) (略)</p>	<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 ビジネスmopera契約</p> <p>(契約の単位)</p> <p>第7条 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1のビジネスmopera契約を締結します。                      ただし、第1種接続装置及び第11種接続装置（料金表第1表第1（接続装置使用料）に規定するものをいいます。）の利用に係る契約の場合は、専用回線等1回線ごとに1のビジネスmopera契約を締結します。</p> <p>2 (略)</p> <p>第8条～第11条の3 (略)</p> <p>(接続先グループの指定等)</p> <p>第11条の4 第11種接続装置に係るビジネスmopera契約者は、認証回線（当社が定める基準にしたがって契約者が選択した5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定する5G（一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに限ります。）及び5Ghomeでんわを除きます。）又はXiであって、当社が定める方法によりあらかじめ登録を行ったものをいいます。以下同じとします。）を使用して、第11種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点との間の通信を希望するときは、あらかじめ接続先グループ（第11種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点との間の通信を同時に行うことのできるグループをいいます。以下同じとします。）を指定して届け出ていただきます。この場合において、その届出が新たに接続先グループを構成する届出であるときは、その代表認証回線（接続先グループを代表する1の認証回線をいいます。以下同じとします。）を合わせて届け出ていただきます。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 ビジネスmopera契約者は、接続先グループの変更を請求することができます。この場合において、当社は、前2項の規定に準じて取り扱います。</p> <p>4 当社は、ビジネスmopera契約者からの申出によるほか、次のいずれかに該当することが判明したときは、その認証回線に係る登録及び接続先グループに係る登録を削除します。この場合において、その削除のあった認証回線が代表認証回線であるときは、新たに代表認証回線を届け出ていただきます。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第12条～第23条 (略)</p> <p>第4章～第13章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1～12 (略)</p> <p>(注) (略)</p>

第1表 料金（その他のサービスの料金を除きます。）

第1 接続装置使用料

1 適用

接続装置使用料の適用							
接続装置の種類等	<p>ア ビジネスmoperaサービスに係る接続装置には、次の種類があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア)～(シ) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(ス) 第13種接続装置 (アクセスプレミアム5G)</td> <td>専用回線等接続契約に基づき、5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定する5G（一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに限ります。）及び5G homeでんわを除きます。であつて、5Gサービス契約約款に規定する5G SA及び5G SA接続先限定機能の提供を受けているものに限ります。）の契約者回線との間で通信（5Gサービス契約約款に規定するデータ通信モードによる通信に限ります。）を行うことができるようにするために設置するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～ヌ (略)                      ネ 第13種接続装置の接続装置使用料は、接続装置に応じて、2（料金額）のとおり料金を適用します。                      ノ (略)                      ハ ノに規定する高速デジタル接続用のものには、次の種別があります。                      表 (略)                      ヒ～フ (略)</p>	種類	内容	(ア)～(シ) (略)	(略)	(ス) 第13種接続装置 (アクセスプレミアム5G)	専用回線等接続契約に基づき、5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定する5G（一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに限ります。）及び5G homeでんわを除きます。であつて、5Gサービス契約約款に規定する5G SA及び5G SA接続先限定機能の提供を受けているものに限ります。）の契約者回線との間で通信（5Gサービス契約約款に規定するデータ通信モードによる通信に限ります。）を行うことができるようにするために設置するもの
種類	内容						
(ア)～(シ) (略)	(略)						
(ス) 第13種接続装置 (アクセスプレミアム5G)	専用回線等接続契約に基づき、5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定する5G（一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに限ります。）及び5G homeでんわを除きます。であつて、5Gサービス契約約款に規定する5G SA及び5G SA接続先限定機能の提供を受けているものに限ります。）の契約者回線との間で通信（5Gサービス契約約款に規定するデータ通信モードによる通信に限ります。）を行うことができるようにするために設置するもの						

2 料金額

2-1～2-10 (略)

2-11 第13種接続装置に係るもの

1 契約ごとに

区 分		料 金 額 (月額)	
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
接続装置	イーサネット接続用のもの	1 Mb/s用のもの	60,000円 ( 66,000円)
		2 Mb/s又は3 Mb/s用のもの	66,000円 ( 72,600円)
		4 Mb/s用のもの	70,000円 ( 77,000円)
		5 Mb/s用又は6 Mb/s用のもの	72,000円 ( 79,200円)

第1表 料金（その他のサービスの料金を除きます。）

第1 接続装置使用料

1 適用

接続装置使用料の適用					
接続装置の種類等	<p>ア ビジネスmoperaサービスに係る接続装置には、次の種類があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア)～(シ) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～ヌ (略)                      ネ (略)                      ノ ネに規定する高速デジタル接続用のものには、次の種別があります。                      表 (略)                      ハ～ヒ (略)</p>	種類	内容	(ア)～(シ) (略)	(略)
種類	内容				
(ア)～(シ) (略)	(略)				

2 料金額

2-1～2-10 (略)

	<u>10Mb/s用のもの</u>	91,000円 ( 100,100円)	
	<u>20Mb/s用のもの</u>	113,000円 ( 124,300円)	
	<u>30Mb/s用のもの</u>	135,000円 ( 148,500円)	
	<u>40Mb/s用のもの</u>	156,000円 ( 171,600円)	
	<u>50Mb/s用のもの</u>	178,000円 ( 195,800円)	
	<u>60Mb/s用のもの</u>	214,000円 ( 235,400円)	
	<u>70Mb/s用のもの</u>	237,000円 ( 260,700円)	
	<u>80Mb/s用のもの</u>	260,000円 ( 286,000円)	
	<u>90Mb/s用のもの</u>	283,000円 ( 311,300円)	
	<u>100Mb/s用のもの</u>	306,000円 ( 336,600円)	
	<u>200Mb/s用のもの</u>	607,000円 ( 667,700円)	
	<u>300Mb/s用のもの</u>	859,000円 ( 944,900円)	
	<u>400Mb/s用のもの</u>	1,091,000円 (1,200,100円)	
	<u>500Mb/s用のもの</u>	1,322,000円 (1,454,200円)	
	<u>600Mb/s用のもの</u>	1,554,000円 (1,709,400円)	
	<u>700Mb/s用のもの</u>	1,785,000円 (1,963,500円)	
	<u>800Mb/s用のもの</u>	2,017,000円 (2,218,700円)	
	<u>900Mb/s用のもの</u>	2,248,000円 (2,472,800円)	
	<u>1 Gb/s用のもの</u>	2,480,000円 (2,728,000円)	
	<u>2 Gb/s用のもの</u>	3,000,000円 (3,300,000円)	
	<u>3 Gb/s用のもの</u>	3,500,000円 (3,850,000円)	
	<u>4 Gb/s用のもの</u>	4,000,000円 (4,400,000円)	
	<u>5 Gb/s用のもの</u>	4,500,000円 (4,950,000円)	
	<u>6 Gb/s用のもの</u>	5,000,000円 (5,500,000円)	
	<u>7 Gb/s用のもの</u>	5,500,000円 (6,050,000円)	
	<u>8 Gb/s用のもの</u>	6,000,000円 (6,600,000円)	
	<u>9 Gb/s用のもの</u>	6,500,000円 (7,150,000円)	

10Gb/s用のもの

7,000,000円 (7,700,000円)

2-12 (略)

2-13~2-14 (略)

第2~第4 (略)

第5 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用

(1) ユニバーサルサービス料に係る適用除外	第1種接続装置、第11種接続装置、第12種接続装置、第13種接続装置、特定接続装置、通話録音接続装置及びSMS送信機能に係る契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要しません。
(2) (略)	(略)

2 (略)

(注) (略)

第6 電話リレーサービス料

1 適用

電話リレーサービス料の適用

(1) 電話リレーサービス料に係る適用除外	第1種接続装置、第11種接続装置、第12種接続装置、第13種接続装置、特定接続装置、通話録音接続装置及びSMS送信機能に係る契約者は、電話リレーサービス料の支払いを要しません。
(2) (略)	(略)

2 (略)

(注1)~(注2) (略)

第2表~第3表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提 供 条 件
1~5 (略)	(略)

2-11 (略)

2-12 削除

2-13~2-14 (略)

第2~第4 (略)

第5 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用

(1) ユニバーサルサービス料に係る適用除外	第1種接続装置、第11種接続装置、第12種接続装置、特定接続装置、通話録音接続装置及びSMS送信機能に係る契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要しません。
(2) (略)	(略)

2 (略)

(注) (略)

第6 電話リレーサービス料

1 適用

電話リレーサービス料の適用

(1) 電話リレーサービス料に係る適用除外	第1種接続装置、第11種接続装置、第12種接続装置、特定接続装置、通話録音接続装置及びSMS送信機能に係る契約者は、電話リレーサービス料の支払いを要しません。
(2) (略)	(略)

2 (略)

(注1)~(注2) (略)

第2表~第3表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提 供 条 件
1~5 (略)	(略)

6 接続先識別機能（5GデータVPN接続サービス／FOMAポケットVPN接続サービス／XiデータVPN接続サービス） (1)～(2)（略）	(1) 第1種接続装置、第11種接続装置（イーサネット接続用のもの（接続装置使用料の料金種別がプランB又はプランCであるものに限ります。）を除きます。）又は第13種接続装置に係るビジネスmoperaサービスに限り提供します。 (2)～(5)（略）
7 代表機能（5Gデータアクセスセレクト／FOMAポケットアクセスセレクト／Xiデータアクセスセレクト） (略)	(1) 第1種接続装置、第11種接続装置（接続装置の区分がIP網接続用のもの又はイーサネット接続用のもの（接続装置使用料の料金種別がプランCであるものに限ります。）を除きます。）又は第13種接続装置に係るビジネスmoperaサービスに限り提供します。 (2)（略） (3) 当社は、アシスト情報送信機能（23欄に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）の提供を受けているビジネスmopera契約者からこの機能の利用の請求を受けたときは、この機能に係る2以上の第11種接続装置に関する専用回線等接続契約における指定対象Xi等が同一である場合限り、この機能を提供します。 (4)（略）
8～9（略）	（略）
10 閉域接続機能 (略)	(1) 第1種接続装置、第11種接続装置（接続装置の区分がIP網接続用のものを除きます。）又は第13種接続装置に係るビジネスmoperaサービスに限り提供します。 (2)～(5)（略） (注)（略）
11～24（略）	（略）

別表3～別表4（略）

附 則（令和4年8月22日経企第1456号）  
この改正規定は、令和4年8月24日から実施します。

6 接続先識別機能（5GデータVPN接続サービス／FOMAポケットVPN接続サービス／XiデータVPN接続サービス） (1)～(2)（略）	(1) 第1種接続装置又は第11種接続装置（イーサネット接続用のもの（接続装置使用料の料金種別がプランB又はプランCであるものに限ります。）を除きます。）に係るビジネスmoperaサービスに限り提供します。 (2)～(5)（略）
7 代表機能（5Gデータアクセスセレクト／FOMAポケットアクセスセレクト／Xiデータアクセスセレクト） (略)	(1) 第1種接続装置又は第11種接続装置（接続装置の区分がIP網接続用のもの又はイーサネット接続用のもの（接続装置使用料の料金種別がプランCであるものに限ります。）を除きます。）に係るビジネスmoperaサービスに限り提供します。 (2)（略） (3) 当社は、アシスト情報送信機能（23欄に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）の提供を受けているビジネスmopera契約者からこの機能の利用の請求を受けたときは、この機能に係る2以上の第11種接続装置に関する専用回線等接続契約における指定対象Xi等が同一である場合限り、この機能を提供します。 (4)（略）
8～9（略）	（略）
10 閉域接続機能 (略)	(1) 第1種接続装置又は第11種接続装置（接続装置の区分がIP網接続用のものを除きます。）に係るビジネスmoperaサービスに限り提供します。 (2)～(5)（略） (注)（略）
11～24（略）	（略）

別表3～別表4（略）